

障害年金や特別障害給付金を受給されている方は、精神障害者保健福祉手帳の交付にあたって、従来、年金証書等や特別障害給付金受給資格者証等の写しをご提出いただいていたのですが、マイナンバーで申請いただくことで、マイナンバーによって確認できる情報によって認定を行いますので、当該添付資料が不要となります。つきましては、以下の事項及び同意書の記載をお願いいたします。

- ## 同意書

(宛先) 秋田県知事